

8. 共立女子大学・短期大学学生懲戒規程

(目的)

第1条 共立女子大学学則第54条、共立女子大学大学院学則第71条および共立女子短期大学学則第60条にもとづき、学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(懲戒の対象となる者)

第2条 この規程において懲戒の対象となる者は、学部、大学院、短期大学各科に所属する学生のことをいう。

2 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人学生および委託生の取扱いは、この規程の定めるところによる。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 この規程において懲戒の対象となる行為は、次の行為をいう。

- (1) 刑事法上、処罰の対象となる行為
- (2) (1)の対象とはならないが他者に心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- (3) 本学の教育・研究活動、他の学生の学習を妨害する行為
- (4) 論文執筆等における学問的倫理に反する行為
- (5) 試験における不正行為
- (6) 本学の学則および規程に違反する行為
- (7) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為

2 前項各号について、別に規程が定められている場合は、その規程にしたがう。

(懲戒の種類)

第4条 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とし、それぞれの懲戒について以下の通りとする。

- (1) 訓告 学生の行った行為について反省を求め、口頭または書面をもって戒めることをいう。
- (2) 停学 一定期間、通学停止を命じ、自宅で謹慎させることをいう。
- (3) 退学 学生の身分をはく奪することをいう。

(調査委員会の設置および構成員)

第5条 第3条に定める懲戒の対象となる行為またはその疑いとなる行為が発生したときは、学生が所属する学部等の長は、学長にその旨を速やかに報告する。

2 学長は、前項の報告を受けて、調査委員会を設置する。

3 調査委員会の構成員は、以下の通りとする。

- (1) 当該学生が所属する学部長・研究科長・科長
- (2) 当該学生が所属する学科・専攻・コースの主任
- (3) 学生課統括課長
- (4) 教務課統括課長
- (5) その他、学長が必要と認める若干名

4 調査委員会の委員長は、前項第1号の委員がこれにあたる。

(懲戒処分の決定)

第6条 調査委員会は、当該学生および関係者から事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

- 2 調査委員会は、原則として当該学生に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 調査委員会は、調査の終了後、調査内容および懲戒処分案を明記した報告書を作成し、学長に提出する。
- 4 学長は、報告書を受理したときは、教授会または研究科委員会の議を経て、懲戒処分の内容を決定する。

(懲戒処分・通知)

第7条 懲戒は、学長が行う。

- 2 学長は、学生および保証人に対し懲戒の種類・内容およびその理由を文書により通知する。

(再調査の請求)

第8条 懲戒を受けた学生は、正当な理由があるときは、通知を受けた日から1週間以内に再調査を請求することができる。

- 2 再調査を請求しようとする学生は、再調査請求書を学長に提出しなければならない。

(再調査の実施)

第9条 学長は、再調査の必要があると認めるときは、調査委員会に対して再調査を指示する。

- 2 学長は、再調査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。
- 3 学長は、再調査に必要と認める者を調査委員会に加えることができる。
- 4 再調査の処理については、第6条および第7条の規定に準ずる。
- 5 再調査の結果により懲戒処分の内容を変更したときは、学長は既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、学生課が所管する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

付則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。